

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

東京都足立区長

## 公表日

令和7年11月14日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に定められた保険給付の支給、保険料の徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に基づき以下の事務を行う。</p> <p>1. 資格・賦課関連業務 ①国民健康保険(以下「国保」という。)加入者を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。 ②住民基本台帳の異動等による国保資格取得又は喪失に係る届け出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理を行う。 ③資格の異動に伴う資格確認書または資格情報のお知らせ及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収を行う。 ④国保加入者等の賦課関係情報を取得若しくは申告により入手し、賦課台帳を作成する。賦課台帳の内容に基づき、国保料を決定、変更及び対象世帯の世帯主へ通知する。 ⑤国保料の減免等に関する申請による国保料の決定を行う。 ⑥高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定する。 ⑦国保資格情報を府内の各システムへ連携する。 ⑧国保資格情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>2. 給付関連業務 ①東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)を通して医療機関から提出される診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)をもとに、国保連を通して医療機関への支払を行う。 ②該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費)の申請受付及び支払を行う。 ③被保険者からの申請に基づき、所得区分に応じた限度額適用認定証等を交付、発送する。 ④災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請をうけ、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定を行う。 ⑤交通事故等の第三者行為が原因で被保険者の医療費を足立区が立て替えた場合、過失割合に応じて第三者へ医療費を請求する。 ⑥不当利得による返還の請求を行う。 ⑦国保高額該当情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>3. 収納管理関連業務 ①賦課された国保料の収納情報を管理する。 ②過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知を行う。 ③納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付を行う。 ④国保料を滞納している納付義務者に対し、納付交渉、催告書の送付、財産調査、滞納処分等を行う。 ⑤電話による納付勧奨を行う。</p> <p>※ 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合も含む。</p> <p>※ 区民等への通知については、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。</p> <p>【情報提供ネットワークシステム(中間サーバー・プラットフォーム)に係る事務】</p> <p>4. 情報照会 番号法および主務省令に基づき、国保に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。</p> <p>5. 情報提供 他機関からの情報照会に対応するために、国保に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。 (次ページに続く)</p>

	<p>(前ページからの続き)</p> <p><b>【オンライン資格確認等システムに係る事務】</b></p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国保システム</li> <li>2. 国保滞納管理システム</li> <li>3. 共通機能(団体内統合宛名機能)</li> <li>4. 中間サーバー・プラットフォーム</li> <li>5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム</li> <li>6. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> <li>7. サービス検索・電子申請機能</li> <li>8. 申請管理システム</li> </ol>

<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
国保情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表44の項</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</li> <li>番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項</li> <li>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)</li> </ul>
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表</p> <p>①照会できる特定個人情報 69、70、71</p> <p>②提供する特定個人情報 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	区民部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5225
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	足立区区民部国民健康保険課 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話:足立区国民健康保険課 03-3880-5851
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバーの入力に際しては、複数人での確認を行っている。

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ○ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[      ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事前	全項目評価書の記載内容に重要な変更が生じるため
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事前	全項目評価書の記載内容に重要な変更が生じるため
平成29年12月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年8月1日 時点	事前	全項目評価書の記載内容に重要な変更が生じるため
平成29年12月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年8月1日 時点	事前	全項目評価書の記載内容に重要な変更が生じるため
平成29年12月8日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事前	全項目評価書の記載内容に重要な変更が生じるため
平成29年10月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	5. 国保情報集約システム	5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	全項目評価書との表記の統一であるため重要な変更にあたらない。
平成29年10月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 国民健康保険課長 鈴木 克己	②所属長の役職名 国民健康保険課長	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年10月1日 時点	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
平成29年10月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年10月1日 時点	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
平成29年10月10日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更に対応した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月10日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワーク システムを通じた入手を 除く。) 目的外の入手が行われ るリスクへの対策は十分 か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事 務に必要のない情報との 紐付けが行われるリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用 されるリスクへの対策は 十分か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先における不正な使 用等のリスクへの対策は 十分か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネッ トワークシステムを通じた 提供を除く。) 不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十分 か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 目的外の入手が行われ るリスクへの対策は十分 か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	—	[○] 自己点検 [○] 内部監査	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式変更に対応した。
平成29年10月10日	評価書全般	保険証	被保険者証	事後	標記の統一であるため重要な変更にあたらない。
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	令和2年1月6日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	令和2年1月6日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年1月6日時点	令和2年5月15日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上 か いつ時点の計数か	令和2年1月6日時点	令和2年5月15日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和4年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年1月6日時点	令和2年5月15日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和4年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上 か いつ時点の計数か	令和2年1月6日時点	令和2年5月15日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和4年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和6年1月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	②提供する特定個人情報 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、 39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、 109、120	②提供する特定個人情報 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、 33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、 97、106、109、120	事後	記載漏れによる追記のため、 特定個人情報ファイルに対する 重要な変更にあたらない変更である。
令和6年1月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年5月15日時点	令和5年9月30日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する 重要な変更にあたらない変更である。
令和6年1月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上 か いつ時点の計数か	令和2年5月15日時点	令和5年9月30日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する 重要な変更にあたらない変更である。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 1. 資格・賦課関連業務 ①国民健康保険(以下「国保」という。)加入者を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。 ②住民基本台帳の異動等による国保資格取得又は喪失に係る届け出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理を行う。 ③資格の異動に伴う被保険者証及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収を行う。 (略)	(略) 1. 資格・賦課関連業務 ①国民健康保険(以下「国保」という。)加入者を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する。 ②住民基本台帳の異動等による国保資格取得又は喪失に係る届け出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理を行う。 ③資格の異動に伴う資格確認書または資格情報のお知らせ及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収を行う。 (略)	事前	被保険者証廃止に伴う記載の修正のため重要な変更に当たらない
令和6年9月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 【情報提供ネットワークシステム(中間サーバー・プラットフォーム)に係る事務】 4. 情報照会 番号法別表第二に基づき、国保に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	(略) 【情報提供ネットワークシステム(中間サーバー・プラットフォーム)に係る事務】 4. 情報照会 番号法および主務省令に基づき、国保に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	事後	番号法改正に伴う記載の修正のため重要な変更に当たらない
令和6年9月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ③システムの名称	1. 国保システム 2. 国保滞納管理システム 3. 情報連携プラットフォーム 4. 中間サーバー・プラットフォーム 5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム	1. 国保システム 2. 国保滞納管理システム 3. 共通機能(団体内統合宛名機能) 4. 中間サーバー・プラットフォーム 5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	システム標準化に伴う名称の変更のため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表44の項</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)</li> </ul>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法および主務省令の改正に伴う記載の変更。</li> <li>・公金受取口座への支給事務開始に伴い、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができる法的根拠を追記。</li> <li>・とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などをを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その照会結果の受領に関する法的根拠を追記。</li> </ul> <p>重要な変更にあたらない。</p>
令和6年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ①照会できる特定個人情報 42、43、44、45 ②提供する特定個人情報 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表 ①照会できる特定個人情報 69、70、71 ②提供する特定個人情報 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法および主務省令の改正に伴う記載の変更であり、重要な変更にあたらない</li> </ul>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年5月15日時点	令和6年8月30日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和6年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上 か いつ時点の計数か	令和2年5月15日時点	令和6年8月30日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和6年11月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分 か	記載なし	十分である	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和6年12月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分 か 判断の根拠	記載なし	マイナンバーの入力に際しては、複数人での 確認を行っている。	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り 扱う事務 ②事務の概要	(略) 3. 収納管理関連業務 (略) ⑤電話による納付勧奨を行う。 【情報提供ネットワークシステム(中間 サーバー・プラットフォーム)に係る事務】 4. 情報照会 (略)	(略) 3. 収納管理関連業務 (略) ⑤電話による納付勧奨を行う。 ※申請・届出の受理については、マイナポー タルの「サービス検索・電子申請機能」によ り申請された電子データを「申請管理シ ステム」により、国民健康保険システムに取 り込む場合も含む。 ※区民等への通知については、現行の郵送 等での通知以外に、マイナポータルのお知 らせ機能での通知も含む。 【情報提供ネットワークシステム(中間 サーバー・プラットフォーム)に係る事務】 4. 情報照会 (略)	事前	マイナポータル「サービス検 索・電子申請機能」の利用 は、重要な変更に該当する。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 5. 情報提供 他機関からの情報照会に対応するため、国保に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。	(略) 5. 情報提供 他機関からの情報照会に対応するため、国保に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。  【オンライン資格確認等システムに係る事務】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	オンライン資格確認開始時の記載漏れによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>	事後	オンライン資格確認開始時の記載漏れによる修正
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国保システム 2. 国保滞納管理システム 3. 共通機能(団体内統合宛名機能) 4. 中間サーバー・プラットフォーム 5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム	1. 国保システム 2. 国保滞納管理システム 3. 共通機能(団体内統合宛名機能) 4. 中間サーバー・プラットフォーム 5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等 7. サービス検索・電子申請機能 8. 申請管理システム	事前	マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」の利用は、重要な変更に該当する。
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象は何人か いつ時点の計数か	令和6年8月30日時点	令和7年8月1日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル 取扱者数は500人以上 か いつ時点の計数か	令和6年8月30日時点	令和7年8月1日時点	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらない変更である。